

文化政策の評価手法に関する調査研究
仕様書

1. 事業の趣旨

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針、平成23年2月8日閣議決定、対象期間：平成23～27年度の概ね5年間）においては、同基本方針に基づく文化芸術振興施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上に資するため、重点戦略に係るPDCA（計画、実行、検証、改善）サイクルを確立する必要がある、そのために有効な評価手法の確立に努めることとしている。

この方針を踏まえ、文化政策（第3次基本方針に基づく主要な施策）の評価に必要な指標の開発等に関する調査研究を実施することにより、有効な評価手法の確立に資するものとする。

2. 事業の内容

(1) 委員会による検討

本調査研究に関わる専門家（外部有識者を含めることが望ましい。）による委員会を設置し、下記(2)から(4)を実施するための具体的方法等について検討を行う。

《留意点》

- ・ 委員会は定期的に開催（開催日数等は調査内容に応じて設定）することとし、各回の詳細な日程・検討内容等については事前に文化庁と協議すること。
- ・ 委員会の運営に当たっては、事前にあつては日程調整・開催通知等、事後にあつては議事録（議事概要でも可）の作成等、必要な事務手続を行うこと。
- ・ 文化審議会文化政策部会との連携を図ること（別紙参照。同部会は、委託期間中に3回程度開催する予定であり、対応方針についてはその都度文化庁より連絡する。）。

(2) 様式例の考案

我が国の文化政策（第3次基本方針に基づく主要な施策のうち、文化庁の指定するもの（下記））の効果を把握するために必要な視点・指標を設定するとともに、実用的な様式例（【Ⅰ】アンケート調査票等、個別の取組事例に係る基礎的データや効果の測定様式、及び【Ⅱ】施策全体の評価様式）を考案する。

《対象施策》※各施策の概要は文化庁等のホームページ等を参照のこと。

A. トップレベルの舞台芸術創造事業

<http://www.ntj.jac.go.jp/suishin.html>

B. 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業

http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/02geki_jyo_ongakudo/h23.html

C. 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shinko_kasseika/index.html

D. 文化芸術創造都市推進事業

http://www.bunka.go.jp/ima/souzou_toshi/suishinjigyo.html

E. 文化芸術の海外発信拠点形成事業

http://www.bunka.go.jp/kokusaibunka/kaigai_jigyo.html

《留意点》

- ・ 各施策の特性、趣旨・目的を十分に踏まえるとともに、各施策の効果を的確に把握するため、①定量的・定性的側面、②アウトプット・アウトカム・インパクトの区分、③文化的、経済的、その他社会的観点等の組合せにより適切な視点・指標の設定に努めること。
- ・ 様式例【I】については、対象施策ごとに複数（数件程度）の具体事例を取り上げ、委託期間内において可能な範囲でその有効性を検証すること。
- ・ 対象施策Aについては、（独）日本芸術文化振興会におけるPD・POを活用した新たな審査・評価等の仕組みとの関係を十分に踏まえ、施策全体に関する視点・指標の設定及び様式例【II】の考案に限ること（様式例【I】の考案は行わない）。
- ・ 調査研究の着手時はもとより、進捗状況に応じて随時文化庁と協議すること。

(3) 評価手法に関する提言

文化政策の評価に係る先進事例の紹介等、有効な評価手法の確立に向けた提言を行う。

《留意点》

- ・ 「先進事例の紹介」は例示であって自由な提言を行って良いこと。
- ・ 先進事例の紹介を行う場合には、国内外・官民・他の政策分野等幅広く調査研究対象とすることが望ましいこと。

(4) 研究成果報告等（調査研究を行った内容を総括する報告書を作成）

3. 成果物の提出

(1) 報告書150部

※報告書には理解しやすい図、表等も盛り込むこと。

※電子媒体（CD-R）によっても納品するものとし、報告書作成の為に作成した全てのデータを章立てごと等に分類・整理し提出するものとする。

(2) 納入期限

報告書：平成24年3月30日（金）

(3) 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁長官官房政策課政策調整係

4. 応札者に求める要求要件

1) 要求要件の概要

- ①本委託事業に係る入札者に求める要求要件は、「2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ②要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

- ③「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術提案書審査においてこれを満たしていないと判断された場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術提案書審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は、別添の総合評価基準に基づくものとする。

2) 要求要件の詳細

(1) 業務の実施方針

①調査内容の妥当性、独創性

- * i) 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * ii) 調査研究に必要な分析や課題設定の観点が妥当であること。
- * iii) 予定している成果等が明確に示されており、それらが有効かつ妥当なものであること。

②調査方法の妥当性、独創性

- * i) 調査の抽出・分析手法が明確に示されており、妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- * ii) 調査項目・調査手法が明確に示されており、妥当であること。〔調査手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

③作業計画の妥当性、効率性

- * i) 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

(2) 組織の経験・能力

①組織の調査業務の経験

- i) 組織として過去に類似の調査や関連分野の調査を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

②組織の業務実施能力

- * i) 事業を遂行するための人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。
- * ii) 組織として事業を遂行するために必要な知見・情報収集力を有していること。〔特に幅広い知見・優れた情報収集力を有しており、的確かつ速やかな分析が可能であれば加点する。〕
- * iii) 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること

(3) 業務従事予定者の経験・能力

①業務従事予定者の調査業務の経験

- i) 業務従事予定者が過去に類似の調査や関連分野の調査をした実績があればその内容に応じて加点する。

②業務従事予定者の調査内容に関する専門的知見・適格性

- * i) 調査内容に関する専門的知見・調査分析能力等を有すること。（例：調査対象国の文化芸術助成制度に係る専門的知見を有している等）
- ii) 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

5. その他

- (1) 検収は文化庁が行い、報告書の提出後に受託機関の責任による誤り等が判明した場合には、当庁の指定する日時までに修正するものとする。
- (2) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (3) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切か否かについても、委託費支払いに際して厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提として調査研究の受託可否を検討すること。
また、契約書に定める期日までに研究成果報告書等の提出が必要となる。
- (4) 委託契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令に基づき、文化庁が行う。
- (5) 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、担当官と協議し、その指示に従うこと。

第9期文化政策部会の主な審議事項について

1. 設置要項

本部会の設置要項（平成23年2月28日文化審議会決定）においては、調査審議事項として以下のとおり定める。

- (1) 文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2) その他

2. 主な審議事項

今期の部会では、第3次基本方針（下記抜粋を参照）を踏まえ、重点戦略に係るPDCAサイクルの確立を目指して、その適切な進行管理を図る。

具体的には、主として以下の事項について調査審議を行う予定。

① 重点戦略に掲げられた各施策の進捗状況について

- 「六つの重点戦略」に掲げられた各施策の進捗状況を点検するとともに、不断の改善を図るため、今後の文化政策（予算や制度を含む）について検討する。
- 進捗状況の点検の一環として、
 - ・ 文化芸術活動への助成に係る審査・評価等の仕組みの在り方
 - ・ 劇場・音楽堂等の制度的な在り方
 - ・ 国立文化施設等の運営の在り方 等について、別途の有識者会議等における検討状況なども踏まえつつ検討する。

② 重点戦略に掲げられた施策のうち主なものに関する評価手法等について

- PDCAサイクルの確立を図るためには、的確な「検証」に必要となる評価手法を確立することが不可欠であることから、文化庁による調査研究等を踏まえつつ、①の進捗状況の点検と併せ検討する。

【参考】第3次基本方針（抄）

第2 文化芸術振興に関する重点施策

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

(2) 計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルの確立等

本基本方針に基づく文化芸術振興施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上に資するため、重点戦略に係る計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルを確立し、各施策の進捗状況を点検するとともに不断の改善を図る必要がある。このため、文化審議会において、重点戦略に基づく施策の進捗状況を年度ごとに点検することとし、併せて有効な評価手法の確立に努める。

その際、文化芸術各分野及び各施策の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価を行うとともに、年度によって選択的に軽重を付した評価を行うことも検討する。また、施策の評価のみならず企画立案等にも必要な基礎的データの測定・収集、及び中長期的な影響・効果の測定手法など各種調査研究の充実を図る。

トップレベルの舞台芸術創造事業

○文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（平成23年2月8日 閣議決定）

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

文化芸術活動に対する支援の在り方について、実質的に赤字の一部を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、～（中略）～、これを抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。～（後略）～

【重点的に取り組むべき施策】

◆文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう、事業収支が支援額に影響しない仕組みなど、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する。

上記の基本方針に沿って、基本的に次のとおり実施。

①公演本番に必要な出演料、会場費等についてはチケット収入等の自己収入で賄い、支援は、脚本や演出、稽古等の公演以前の芸術創造活動に必要な費目に限定

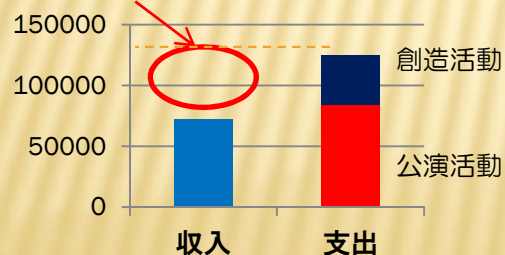
②1事業単位の支援を行うだけでなく、年間の優れた芸術創造活動を事業毎に積み重ねた、年間事業支援の制度の導入

上記導入によるメリット

- ①チケット収入等の自己収入が増加しても支援額が減らない。
- ②芸術団体が一定期間を見越して、安定した芸術創造活動が行うことができる。

これまでの支援

この赤字部分を支出の1/3の範囲内で支援



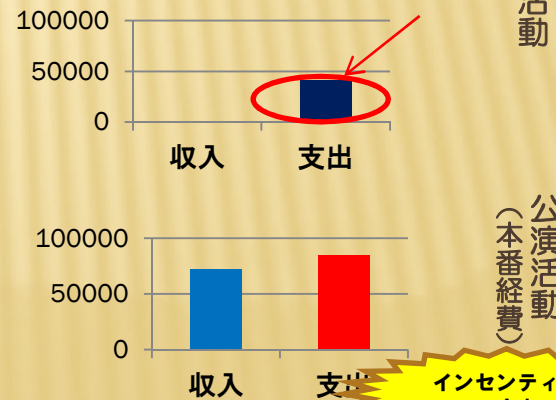
創造活動への支出に対して支援

芸術の創造活動に着目

公演活動には支援を行わない

新しい支援

この部分の費目を指定して支援



インセンティブの向上

優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業

平成23年度予定額 1,896百万円(前年度1,600百万円)

目的：トップレベルの劇場・音楽堂や地域の中核となる劇場・音楽堂からの創造発信を支援することにより、我が国の舞台芸術水準の飛躍的向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を醸成し、「文化芸術立国」の推進に資する。



【対象】

(1) 重点支援施設

舞台芸術の水準を向上させる牽引力となっているトップクラスの劇場・音楽堂が芸術関係者とともに行う舞台芸術の創造発信活動（10施設）

(2) 地域の中核施設

地域の舞台芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂が中心となり、地域住民や芸術関係者とともに取り組む舞台芸術の創造発信活動（80施設）

(3) 共同制作公演

複数の劇場・音楽堂が複数の芸術団体（国内に限る）と共同で行う新たな創造活動（新作、新演出、新振付、翻訳初演等）（5公演）

(4) 劇場・音楽堂等文化施設活性化支援

文化施設が事業を行うために必要な各種情報の提供及び職員の資質向上のための研修等を文化庁において実施

【効果】

- 優れた舞台芸術の創造・発信を行える劇場・音楽堂が各地に育つ
- 地域の文化芸術活動の活性化と住民の鑑賞機会の充実
- 我が国の舞台芸術の水準及び国際競争力が向上



- ・国民がその居住する地域にかかわらず等しく優れた文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境が整う
- ・観光資源となり、産業の発展、雇用の創出につながる



文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業

重要文化財等の公開活用、史跡等の復元・公開、地域に伝わる伝統芸能等の継承・公開など、地域の特色ある総合的な取組を積極的に支援し、地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化を推進する。

【新成長戦略】我が国独自の文化財・伝統芸能等の文化遺産の活用は、地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札である。

(現状と課題)

- 地域の「たから」である文化遺産を、観光振興、地域活性化に十分に活かしていない状況。
- 文化遺産を積極的に活用して、国内外の観光客の増加、地域活性化、雇用機会の増大を図ることが必要。

(事業概要)

〇〇〇観光振興・地域活性化プロジェクト

都道府県、市町村等が以下のメニューを使ってプロジェクトを策定

○地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業

- ・伝統行事・伝統芸能等の後継者育成
- ・民俗芸能等の発表機会の確保 など

○ミュージアム活性化支援事業

- ・地域の文化資源・人材を活用した取組
- ・外国人利用者等に対応する取組 など

○重要文化財建造物等公開活用事業

- ・公開のための施設・設備の整備
- ・展示用設備の整備・パンフレット等の作成 など

○史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業

- ・建物や遺構等の復元
- ・埋蔵文化財の展示設備等の整備 など

+
他省庁事業

文化庁

支援

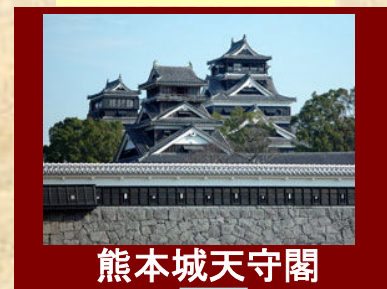
都道府県・市町村単独事業

国内外の観光客の増、地域活性化へ

(効果的取組の事例)

「熊本城」の復元・活用

地域の文化資源



熊本城天守閣

活用の推進

熊本城本丸御殿の復元、熊本城築城400年祭と合わせ、大幅な観光客の増加。

**熊本城入場者数 平成17年77万人
→ 平成20年 204万人**

熊本城築城400年祭の経済波及効果145億円と推計

※熊本城築城400年記念事業実行委員会調べ

文化芸術創造都市の推進

(前年度予算額 34百万円)
23年度予算額 35百万円

◎文化芸術創造都市とは？

文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興、地域活性化等の取組

◎文化芸術創造都市が注目を集める理由

製造業の衰退など産業構造の変化による都市の空洞化や荒廃が問題となる中、行政・芸術家・市民・企業などの連携のもとに取組が進められ、欧州で成功事例が出現。

欧州の事例 ビルバオ(スペイン)

- 造船業や鉄鋼業を基幹産業としていたビルバオは、1970年代以降の失業者の増大に苦悩
- 荒廃した地域に現代美術館であるグッゲンハイム美術館分館を建設等
- 5年間で、515万人の入館者。直接雇用は4100人、観光などの間接雇用は4万人増加。税収で1億1750万ユーロの経済効果。「芸術が衰退した都市を蘇らせる起爆剤になる」という欧州のモデルケース。

文化庁の取組

- ・文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)【平成19年度～】
- ・国内ネットワークの構築 【平成21年度～】

(参考)「文化発信戦略に関する懇談会」報告(平成21年3月)
Ⅲ. 日本文化を世界へ発信するための国内体制の整備
文化芸術創造都市の取組の促進

【これまでの長官表彰受賞都市】

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
横浜市	札幌市	東川町	水戸市
金沢市	豊島区	仙台市	十日町市・津南町
近江八幡市	篠山市	中之条町	南砺市
沖縄市	萩市	別府市	木曾町
			神戸市

【平成22年度～】

国内ネットワークの強化(継続)

文化芸術創造都市に取り組む国内の自治体及びその関係者に対して、一括した情報収集・提供等を行い、国内の文化芸術創造都市ネットワークの充実を図るとともに、各都市の取組を支援・促進。

文化芸術創造都市モデル事業(継続)

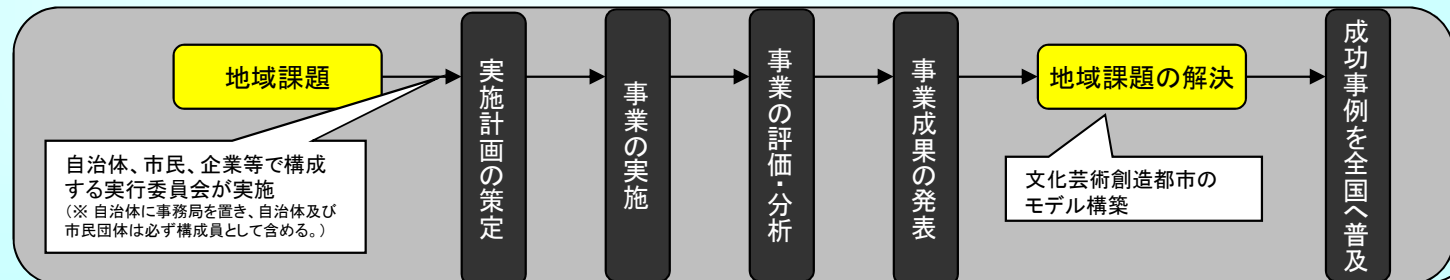
文化芸術の持つ創造性を、福祉・教育・観光をはじめとする産業等へ領域横断的に活用し、自治体・市民(文化ボランティア、アートNPO等)・企業等が協働して、地域課題の解決を図ろうとする先駆的かつ多様な取組を支援。
事業の評価・分析を行い、我が国における文化芸術創造都市モデルを構築。

【平成23年度の方向性】

海外の有識者・関係者を招聘するなど、将来的な対外アプローチの礎とすることも念頭に、国内ネットワークの充実・強化を図る。

【平成23年度の方向性】

継続的な取組を支援するとともに、アーティスト・イン・レジデンス、芸術祭等のイベントや衣食住に係る文化の活用、都市間連携や「創造地域圏」等、より多様・広域的なモデルの構築を図る。



クリエイティブ・ニッポン発信！プロジェクト

(我が国の文化力の国際発信のための拠点形成) 5.1億円

現状と課題

将来的な東アジア共同体構築に向けた「東アジア文化圏」構築のための基盤ができていない

アニメやマンガ以外の我が国の優れた文化芸術が海外に発信できていない

優れた芸術を我が国から発信する世界的なアート・フェスティバルなどの発信拠点が育っていない

1 東アジアの文化人・芸術家のネットワーク形成 (「東アジア文化芸術会議」の開催) 0.5億円

- 東アジア諸国の文化人、芸術家、学識経験者、その他の文化に関する者が一堂に会する会議を開催。同時に、東アジア諸国の文化・芸術の普及キャンペーンを実施。
- 将来的な東アジア共同体の構築に向けた「東アジア文化圏」構築の重要性を共有しオピニオン・リーダーの育成を図るとともに、東アジア諸国との人的交流や文化交流の拡大に向けた機運を醸成。

2

我が国を代表するアート・フェスティバルや国際映画祭の開催 3億円

- 我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバル（現代美術及び映画）に対し継続的に支援。
 - 現代美術（横浜トリエンナーレ） 2億円
 - 映画（東京国際映画祭） 1億円
- 文化芸術の世界的拠点として育成し、世界の文化芸術の水準向上に大きく貢献。



3

日本各地に文化芸術の海外発信拠点を形成(16カ所) 1.6億円

- 外国人芸術家の国内滞在型の創作活動拠点であるアーティスト・イン・レジデンスなど、各地域の特色ある国際文化交流事業を国として強力に支援。
 - 件数 全国で16カ所
 - 支援額 1000万円（1件当たり）
- 日本各地に文化創造と国際発信の拠点形成を推進。



効果

日本のコンテンツやメディア芸術など、我が国のハイレベルな文化芸術の効果的な国際発信を大幅に強化し、日本のブランド力を向上